

介護老人保健施設茨戸アカシアハイツ

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 社会福祉法人札幌恵友会の運営する介護老人保健施設茨戸アカシアハイツ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 240 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月25日前後に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(高齢者虐待防止)

第12条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 3 施設サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設茨戸アカシアハイツのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人 札幌恵友会 介護老人保健施設 茨戸アカシアハイツ
- ・開設年月日 平成元年 8 月 10 日
- ・所在地 北海道札幌市北区東茨戸 2 条 3 丁目 2-5
- ・電話番号 (011) 773-6255 ファックス番号 (011) 773-6365
- ・管理者名 坂本 伸雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (札幌市 0150280014 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) や通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設茨戸アカシアハイツの運営方針]

要介護者の自立を支援し、家庭復帰を目指す施設として入所者の人格を尊重します。
常に入所者の立場に立って明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との連携を重視し施設のもつ公共性等重要な役割を踏まえ利用者や家族の方が安心・満足・可能性の追求に役立つ医療ケアと、日常生活サービスの提供を基本とします。

(3) 施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を厳守しています。

	配置基準	業務内容
・医 師	1 名	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
・看護職員	1 0 名以上	医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の看護、保健衛生業務に従事します。また、利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う。
・介護職員	2 4 名以上	利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づきご利用者の日常生活の介護を行う。
・支援相談員	1 名	ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
・理学療法士等	1 名以上	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するためリハビリテーション計画に基づき訓練を行います。
・栄養士	1 名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
・介護支援専門員	1 名	ご利用者の有する能力、その置かれてる環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。
・事務職員	必要数	施設の運営管理上必要な事務、庶務、会計事務全般の業務を行う。

(4) 入所定員等 ・定員 100 名
2 床室 8 室、4 床室 21 室

(5) 通所定員 60 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 17時00分～18時00分
- ④ 入浴（座位が不安定な方等は安全に配慮した方法を致します。年間を通じて週2回以上の入浴または清拭。施設内の感染症発生時においては感染対策に準ずる対応。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 医療法人社団 札幌優翔館病院
住 所 北海道札幌市北区東茨戸2条2丁目8番25号

・協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団 池田ファミリー歯科
住 所 北海道札幌市北区篠路4条8丁目1番18号

・協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団桜愛会 きこ歯科
住 所 北海道札幌市中央区南7条西15丁目2-3 マウントビュー715 3階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会

面会時間は 10：30～11：30、13：30～16：00（事前予約、感染対策の為 30 分程度）。面会の際は、受付の面会記録用紙にご記入をお願いします。飲食を伴う面会は 1 階事務所前スペースをお願いします。 ※施設内の感染症発生時においては感染対策に準ずる対応

- ・ 外出、外泊

届け出をご記入頂きますので。医師の了承が必要の為、3 日前までにお知らせ下さい。 ※感染症流行時期は不要不急の外出外泊を御遠慮下さい

- ・ 飲酒、喫煙

敷地内は禁煙です。飲酒は、禁止とさせていただきます。

- ・ 火気の取扱い

十分注意してください。また、火災等の避難は職員の誘導に従ってください。

- ・ 設備・備品の利用

施設内の設備・備品をご利用の際は職員にお知らせ下さい。備品・設備を破損、破壊した場合は、弁償していただくことがあります。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

別紙「入所時のお持ち物」に基づき居室の家具、床頭台の収容範囲で所持品をお持ち込み込みください。所持品・備品には記名をお願いします。必要に応じ補充をお願いします。

- ・ 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止とします。紛失・盗難については施設側では責任を負いかねますのでご了承下さい。

- ・ 外泊時等の施設外での受診

介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設のため、みだりに医療機関へ受診することは認められていません。従いまして外泊・外出時などの際に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡下さい。また、高度な医療処置が必要な場合や様態が急変した場合は、医療機関に転院して頂くことがあります。

- ・ 宗教活動

当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。

- ・ ペットの持ち込み

施設内へのペット等動物の持ち込みはご遠慮ください。

5. 各種センサーの設置・運用

〔バイタルセンサー〕

当施設は臥床時のバイタルサイン（呼吸・脈拍・昏睡状態等）を確認する為、必要者に設置しています。利用者の状態に応じてモニタリングし、異常信号を検知した際はアラームで職員に通知され、早期の状態確認に努めます。

〔離床センサー〕

当施設は安心・安全な生活の確保や生活の質の向上、利用者ニーズへの早期対応や居室内における転倒・転落防止予防および万一の際のダメージ軽減を目的として、離床センサーを設置することがございます。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置
避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸、防火シャッター
- ・防災訓練 年2回以上

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話011-773-6255）。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。
- ・高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒、転落、誤嚥などがその代表ですが、それらの事故は骨折や外傷、窒息や肺炎など場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすこともあります。当施設では細やかな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、ご利用者様皆様の全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割は介護保険から給付されます。

（1）短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額の平均的目安です。）

【基本型】※提示は1割負担の場合

・要介護1	839円
・要介護2	889円
・要介護3	953円
・要介護4	1,005円
・要介護5	1,060円

【その他型】※提示は1割負担の場合

・要介護1	823円
・要介護2	872円
・要介護3	933円
・要介護4	985円
・要介護5	1,039円

※その他、実施している加算については、別表をご確認ください。

（2）介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担額の平均的目安です。）

【基本型】※提示は1割負担の場合

・要支援1	619円
・要支援2	779円

【その他型】※提示は1割負担の場合

・要支援1	607円
・要支援2	763円

※その他、実施している加算については、別表をご確認ください。

(3) その他の料金

- ① 食費／1日 1,560 円 (朝食 520 円、昼食 520 円、夕食 520 円) *
- (食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費 (療養室の利用費)

・多床室／1日 437 円 *

(滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

*上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から4段階まで) の利用者の自己負担額は下記の通りとなります。

負担額一覧表(1日あたりの利用料)】

	食費	滞在費
		多床室
利用者負担 第1段階	300 円	0 円
利用者負担 第2段階	600 円	430 円
利用者負担 第3段階①	1,000 円	
利用者負担 第3段階②	1,300 円	
利用者負担 第4段階	施設の契約金額	施設の契約金額

③ 特別な室料 (1日当たり)

2床室 500 円

④ 理美容代 (利用料と合算し請求、月に1回程度の業者来訪)

⑤ 洗濯代 (施設委託) 200 円／回

⑥ テレビ使用料 80 円／1日

居室にテレビは設置しておりません。テレビは各自でご用意ください。

⑦ 電気使用料 80 円／1日

充電器・ラジオ・タブレット等、電気製品を使用する場合。

⑧ 冷蔵庫使用料 80 円／1日

居室内もしくはステーション内の (共有) 冷蔵庫をご使用ください。

⑨ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等) は、別途資料をご覧ください。

⑩ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、入所中については負担の必要はありませんが、外出、外泊の際は別途おむつ費用を頂きます。

⑪ 健康管理費 (インフルエンザ予防注射) 実費／1回

年1回程度、インフルエンザ予防注射の希望をされ接種した時に、ご契約者の負担となります。

⑫ その他行事費用 実費／回

施設行事として参加された際にご契約者の負担となります。

(4) 支払い方法

- ・毎月 20 日以降に、前月分の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行し、請求書と一緒に郵送いたします。
- ・お支払い方法は、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの方法があります。

〈別表〉

【基本型】

短期入所療養介護利用料金【1割負担】

利用者負担 第1段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	7,546	7,993	8,568	9,043	9,536
2. 自己負担額	839	889	953	1,005	1,060
3. 食費	300	300	300	300	300
4. 滞在費	0	0	0	0	0
自己負担額合計(2+3+4)	1,139	1,189	1,253	1,305	1,360

利用者負担 第2段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	7,546	7,993	8,568	9,043	9,536
2. 自己負担額	839	889	953	1,005	1,060
3. 食費	600	600	600	600	600
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	1,869	1,919	1,983	2,035	2,090

利用者負担 第3段階①(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	7,546	7,993	8,568	9,043	9,536
2. 自己負担額	839	889	953	1,005	1,060
3. 食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,269	2,319	2,383	2,435	2,490

利用者負担 第3段階②(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	7,546	7,993	8,568	9,043	9,536
2. 自己負担額	839	889	953	1,005	1,060
3. 食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,569	2,619	2,683	2,735	2,790

利用者負担 第4段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	7,546	7,993	8,568	9,043	9,536
2. 自己負担額	839	889	953	1,005	1,060
3. 食費	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437	437	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	2,836	2,886	2,950	3,002	3,057

短期入所療養介護利用料金【2割負担】

利用者負担 第5段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
	8,385	8,882	9,521	10,048	10,596
1. 介護保険給付費	6,708	7,105	7,616	8,038	8,476
2. 自己負担額	1,677	1,777	1,905	2,010	2,120
3. 食費	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437	437	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	3,674	3,774	3,902	4,007	4,117

別途加算料金表(以下は実施状況に応じて加算されます)【1割負担】

項目	料金	備考
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	660 円/日	3 時間以上 4 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	921 円/日	4 時間以上 6 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	1,287 円/日	6 時間以上 8 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
身体拘束廃止未実施減算	-1%	やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び以下の措置を講じていない場合。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・虐待防止の指針を整備すること ・従業者に対し、虐待防止の研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
業務継続計画未策定減算	-1%	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定すること ・該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
夜勤職員配置加算	25 円/日	夜勤を行う職員の配置基準を満たした場合に限り算定

個別リハビリテーション実施加算	244 円/日	1 日 20 分以上の個別リハビリを行った場合に限り算定
認知症ケア加算	77 円/日	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対して介護保険施設サービスを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難になった場合の受け入れについて指示した場合、7 日を限度として算定
緊急短期入所受入加算	92 円/日	利用者や家族の事情等により介護支援専門員がショートステイの利用が必要であると認め、居宅サービスにおいて計画的ではないショートステイ利用を受け入れた場合に算定。 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度とし算定。
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	宿泊による若年性認知症患者を受け入れた場合に限り算定
重度療養管理加算	122 円/日	介護度が 4 または 5 であり、手厚い医療が必要である利用者を受け入れた場合に算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）		・施設基準第 55 号イ（1）（六）に掲げる算定式により算定した数が 40 以上であること ・地域に貢献する活動を行っていること ・介護保険施設サービス費（Ⅰ）の【基本型】を算定しているものであること
送迎加算	187 円/回	利用者に対し片道につき送迎を行う場合に限り算定
総合医学管理加算	279 円/日	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと ・診療方針、診断、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること ・利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと
療養食加算	9 円/回	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という）の占める割合が二分の一以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含む）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
緊急時治療管理	526 円/日	入所者の病状が重篤になり救命救急医療が必要となる入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置などが行われた場合 1 月に 1 回、3 日を限度とし算定

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	9.00%	所定単位数の 9.0%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	9.70%	所定単位数の 9.7%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	8.60%	所定単位数の 8.6%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	9.30%	所定単位数の 9.3%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	6.90%	所定単位数の 6.9%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	5.90%	所定単位数の 5.9%の 1 割を負担

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、主に介護職員の賃金格差を是正するために設けられた加算。

※ 2 割負担の方は加算も 2 割になります。

介護予防短期入所療養介護利用料金【1割負担】

利用者負担 第1段階(1単位：10,14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	5,566	7,008
2. 自己負担額	619	779
3. 食費	300	300
4. 滞在費	0	0
自己負担額合計(2+3+4)	919	1,079

利用者負担 第2段階(1単位：10,14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	5,566	7,008
2. 自己負担額	619	779
3. 食費	600	600
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	1,649	1,809

利用者負担 第3段階①(1単位：10,14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	5,566	7,008
2. 自己負担額	619	779
3. 食費	1,000	1,000
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,049	2,209

利用者負担 第3段階②(1単位：10,14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	5,566	7,008
2. 自己負担額	619	779
3. 食費	1,300	1,300
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,409	2,569

利用者負担 第4段階(1単位：10,14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	5,566	7,008
2. 自己負担額	619	779
3. 食費	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	2,616	2,776

介護予防短期入所療養介護利用料金【2割負担】

利用者負担 第5段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,185	7,787
1. 介護保険給付費	4,948	6,229
2. 自己負担額	1,237	1,558
3. 食費	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	3,234	3,555

別途加算料金表(以下は実施状況に応じて加算されます)【1割負担】

項目	料金	備考
身体拘束廃止未実施減算	-1%	やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び以下の措置を講じていない場合。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・虐待防止の指針を整備すること ・従業者に対し、虐待防止の研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
業務継続計画未策定減算	-1%	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定すること ・該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
夜勤職員配置加算	25 円/日	夜勤を行う職員の配置基準を満たした場合に限り算定
個別リハビリテーション実施加算	244 円/日	1日20分以上の個別リハビリを行った場合に限り算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難になった場合の受け入れについて指示した場合、7日を限度として算定
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	宿泊による若年性認知症患者を受け入れた場合に限り算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）		・施設基準第55号イ（1）（六）に掲げる算定式により算定した数が40以上であること ・地域に貢献する活動を行っていること ・介護保険施設サービス費（Ⅰ）の【基本型】を算定しているものであること
送迎加算	187 円/回	利用者に対し片道につき送迎を行う場合に限り算定
総合医学管理加算	279 円/日	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと

		・診療方針、診断、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること ・利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと
療養食加算	9 円/回	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という）の占める割合が二分の一以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含む）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
緊急時治療管理	526 円/日	入所者の病状が重篤になり救命救急医療が必要となる入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置などが行われた場合 1 月に 1 回、3 日を限度とし算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	9.00%	所定単位数の 9.0%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	9.70%	所定単位数の 9.7%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	8.60%	所定単位数の 8.6%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	9.30%	所定単位数の 9.3%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	6.90%	所定単位数の 6.9%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	5.90%	所定単位数の 5.9%の 1 割を負担

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、主に介護職員の賃金格差を是正するために設けられた加算。

※ 2 割負担の方は加算も 2 割になります。

【その他型】

短期入所療養介護利用料金【1割負担】

利用者負担 第1段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	7,400	7,848	8,395	8,860	9,344
2. 自己負担額	823	872	933	985	1,039
3. 食費	300	300	300	300	300
4. 滞在費	0	0	0	0	0
自己負担額合計(2+3+4)	1,123	1,172	1,233	1,285	1,339

利用者負担 第2段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	7,400	7,848	8,395	8,860	9,344
2. 自己負担額	823	872	933	985	1,039
3. 食費	600	600	600	600	600
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	1,853	1,902	1,963	2,015	2,069

利用者負担 第3段階①(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	7,400	7,848	8,395	8,860	9,344
2. 自己負担額	823	872	933	985	1,039
3. 食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,253	2,302	2,363	2,415	2,469

利用者負担 第3段階②(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	7,400	7,848	8,395	8,860	9,344
2. 自己負担額	823	872	933	985	1,039
3. 食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
4. 滞在費	430	430	430	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,493	2,602	2,663	2,725	2,769

利用者負担 第4段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	7,400	7,848	8,395	8,860	9,344
2. 自己負担額	823	872	933	985	1,039
3. 食費	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437	437	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	2,820	2,869	2,930	2,982	3,036

短期入所療養介護利用料金【2割負担】

利用者負担 第5段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	8,223	8,720	9,328	9,845	10,383
1. 介護保険給付費	6,578	6,976	7,462	7,876	8,306
2. 自己負担額	1,645	1,744	1,866	1,969	2,077
3. 食費	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437	437	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	3,642	3,741	3,863	3,966	4,074

別途加算料金表(以下は実施状況に応じて加算されます)【1割負担】

項目	料金	備考
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	660 円/日	3 時間以上 4 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	921 円/日	4 時間以上 6 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	1,287 円/日	6 時間以上 8 時間未満の日帰りショートステイに限り算定
身体拘束廃止未実施減算	-1%	やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び以下の措置を講じていない場合。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・虐待防止の指針を整備すること ・従業者に対し、虐待防止の研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
業務継続計画未策定減算	-1%	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定すること ・該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
夜勤職員配置加算	25 円/日	夜勤を行う職員の配置基準を満たした場合に限り算定
認知症ケア加算	77 円/日	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対して介護保険施設サービスを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難になった場合の受け入れについて指示した場合、7 日を限度として算定
緊急短期入所受入加算	92 円/日	利用者や家族の事情等により介護支援専門員がショートステイの利用が必要であると認め、居宅サービスにおいて計画的ではないショートステイ利用を受け入れた場合に算定。 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度とし算定。
若年性認知症患者受入加算	122 円/日	宿泊による若年性認知症患者を受け入れた場合に限り算定
送迎加算	187 円/回	利用者に対し片道につき送迎を行う場合に限り算定
総合医学管理加算	279 円/日	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養

		介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
療養食加算	9 円/回	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
緊急時治療管理	526 円/日	入所者の病状が重篤になり救命救急医療が必要となる入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置などが行われた場合1月に1回、3日を限度とし算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	9.00%	所定単位数の 9.0%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	9.70%	所定単位数の 9.7%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	8.60%	所定単位数の 8.6%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	9.30%	所定単位数の 9.3%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	6.90%	所定単位数の 6.9%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	5.90%	所定単位数の 5.9%の 1 割を負担

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、主に介護職員の賃金格差を是正するために設けられた加算。

※ 2 割負担の方は加算も 2 割になります。

介護予防短期入所療養介護利用料金【1割負担】

利用者負担 第1段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	5,456	6,862
2. 自己負担額	607	763
3. 食費	300	300
4. 滞在費	0	0
自己負担額合計(2+3+4)	907	1,063

利用者負担 第2段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	5,456	6,862
2. 自己負担額	607	763
3. 食費	600	600
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	1,637	1,793

利用者負担 第3段階①(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	5,456	6,862
2. 自己負担額	607	763
3. 食費	1,000	1,000
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,037	2,193

利用者負担 第3段階②(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	5,456	6,862
2. 自己負担額	607	763
3. 食費	1,300	1,300
4. 滞在費	430	430
自己負担額合計(2+3+4)	2,337	2,493

利用者負担 第4段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	5,456	6,862
2. 自己負担額	607	763
3. 食費	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	2,604	2,760

介護予防短期入所療養介護利用料金【2割負担】

利用者負担 第5段階(1単位：10.14円)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
	6,063	7,625
1. 介護保険給付費	4,850	6,100
2. 自己負担額	1,213	1,525
3. 食費	1,560	1,560
4. 滞在費	437	437
自己負担額合計(2+3+4)	3,210	3,522

別途加算料金表(以下は実施状況に応じて加算されます)【1割負担】

項目	料金	備考
身体拘束廃止未実施減算	-1%	やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合、及び以下の措置を講じていない場合。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・虐待防止の指針を整備すること ・従業者に対し、虐待防止の研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
業務継続計画未策定減算	-1%	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定すること ・該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
夜勤職員配置加算	25 円/日	夜勤を行う職員の配置基準を満たした場合に限り算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が認知症の症状が悪化し在宅での対応が困難になった場合の受け入れについて指示した場合、7日を限度として算定
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	宿泊による若年性認知症患者を受け入れた場合に限り算定
送迎加算	187 円/回	利用者に対し片道につき送迎を行う場合に限り算定
総合医学管理加算	279 円/日	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
療養食加算	9 円/回	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という）の占める割合が二分の一以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含む）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定。 ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
緊急時治療管理	526 円/日	入所者の病状が重篤になり救命救急医療が必要となる入所者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置などが行われた場合 1 月に 1 回、3 日を限度とし算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	9.00%	所定単位数の 9.0%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	9.70%	所定単位数の 9.7%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ	8.60%	所定単位数の 8.6%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ	9.30%	所定単位数の 9.3%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	6.90%	所定単位数の 6.9%の 1 割を負担
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	5.90%	所定単位数の 5.9%の 1 割を負担

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、主に介護職員の賃金格差を是正するために設けられた加算。

※ 2 割負担の方は加算も 2 割になります。

介護保険給付対象外サービス利用料金表

項目	料金
特別な居室（2 床室）	500 円/日
テレビ使用電気料（自己所有）	80 円/日
冷蔵庫使用電気料	80 円/日
電気毛布、電気アンカ電気使用料	80 円/日
その他電気使用料	80 円/日
洗濯代（施設委託）	200 円/回
洗濯代（クリーニング店）	実費/枚
その他行事費用	実費/回
理美容代	実費/回
健康管理費（インフルエンザ 予防注射）	実費/回
特別な食事	要した費用の実費/回
レクリエーション・クラブ活動費	材料費等の実費/回

第三者への情報提供同意書

社会福祉法人札幌恵友会がサービスを提供するうえで知り得た、私及び私の家族に関する個人情報について、下記に記載するところにより必要最低限の範囲で提供することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 利用者のための介護計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。
- (2) 利用者が施設(医療機関)などに入所(入院)する際、施設などの介護支援専門員等と連絡調整をする場合。
- (3) 札幌市等行政機関より、情報提供の要請を受けた場合。
- (4) 事業所の広報などに写真などを使用する場合。

2. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、情報提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者の家族代表 住 所

氏 名

事業者 住 所 札幌市北区新川 715 番地 2

事業者名 社会福祉法人 札幌恵友会

代表者氏名 理事長 宮坂 勝文 印

<別紙 4>

相談や苦情の受付について（約款第 12 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

介護老人保健施設 茨戸アカシアハイツ
介護課長 荒木 友子 電話番号 011-773-6255

○苦情解決責任者

介護老人保健施設 茨戸アカシアハイツ
施設長 坂本 伸雄

○受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く） 9：00～17：00

○社会福祉法人 札幌恵友会 苦情解決第三者委員
（中立公平な立場で意見を述べる人たちです）

委員 水口 絢次 水口法律事務所（札幌恵友会 顧問弁護士）
電話番号 011-699-5033

委員 龍瀧 良之 新川町内会 会長
電話番号 011-763-5799

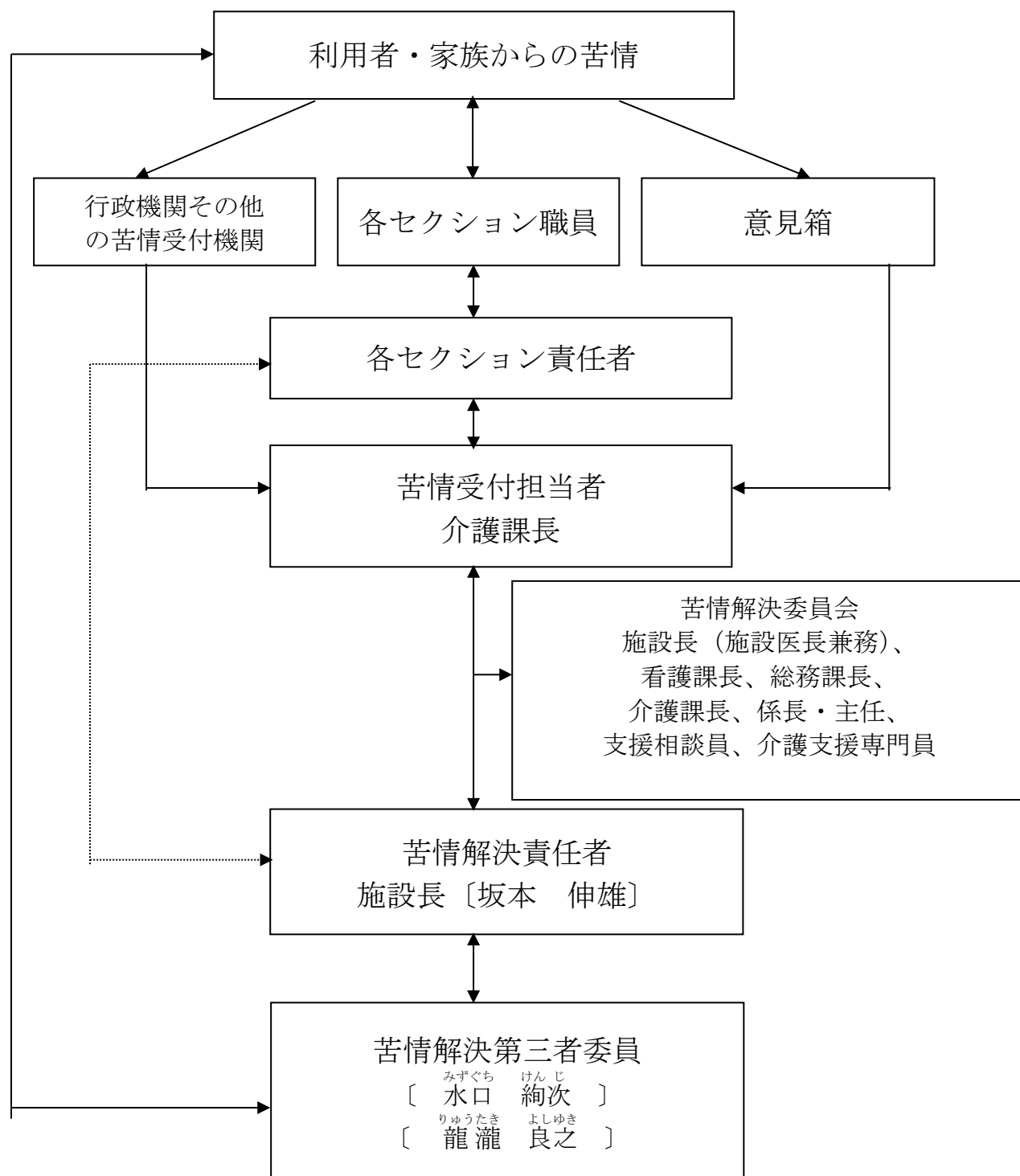
○投書による受付

備え付けの用紙にて管理者宛ての文書で所定に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

札幌市中央区役所 保健福祉課	所在地 札幌市中央区南 3 条西 11 丁目 電話番号 011-231-2400 F A X 011-231-2346 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 15
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号 011-231-5161 F A X 011-233-2178 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 電話番号 011-241-3976 F A X 011-251-3971 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
札幌市北区役所 保健福祉課	所在地 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 電話番号 011-757-2400 F A X 011-736-5378 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 15
札幌市西区役所 保健福祉課	所在地 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 電話番号 011-641-2400 F A X 011-641-2405 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市東区役所 保健福祉課	所在地 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 電話番号 011-741-2400 F A X 011-742-4762 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市南区役所 保健福祉課	所在地 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 電話番号 011-582-2400 F A X 011-582-5378 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市豊平区役所 保健福祉課	所在地 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 電話番号 011-822-2400 F A X 011-813-3603 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市白石区役所 保健福祉課	所在地 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 電話番号 011-861-2400 F A X 011-861-2608 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市手稲区役所 保健福祉課	所在地 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 電話番号 011-681-2400 F A X 011-694-0530 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市清田区役所 保健福祉課	所在地 札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 電話番号 011-889-2400 F A X 011-889-2402 受付時間 8:45 ~ 17:15
札幌市厚別区役所 保健福祉課	所在地 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 電話番号 011-895-2400 F A X 011-895-2403 受付時間 8:45 ~ 17:15
石狩市役所 高齢者支援課	所在地 石狩市花川北 6 条 1 丁目 電話番号 0133-72-6121 F A X 0133-75-2275 受付時間 9:00 ~ 17:00
当別町役所 福祉部福祉課	所在地 石狩郡当別町西町 32-2 電話番号 0133-23-3029 F A X 0133-25-5018 受付時間 9:00 ~ 17:00

【苦情解決体制（フローチャート）】



介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設茨戸アカシアハイツを入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者の身元引受人 住 所

氏 名

社会福祉法人札幌恵友会
理事長 宮坂 勝文 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	